

精道町 95 番 1 他 3 筆 市庁舎

□ 計画地周辺のまちなみ

計画地の北側にある阪神芦屋駅は、明治 38 年につくられた。当時駅周辺に家はほとんどなく、春や夏に海水浴客や遊園地を利用する人などでにぎわっていた。大正 12 年の精道村役場をはじめ、警察署や消防本部などの公共機関が駅前につくられ、商店街ができるなどして、計画地周辺は発展してきた。その後、変化はあるが、今でも多くの公共施設が計画地周辺には在る。それ以外には戸建ての住宅や共同住宅が建設されており、住宅地としてのまちなみも見られる。

芦屋川が天井川であるため、計画地周辺の旧堤たい地は、東側の市街地とかなりの高低差があり、県道から急こう配で市街地に降りていくといった地形となっている。

計画地周辺は駅前で公共施設が集中しており、店舗も建ち並んでいるため、県道沿いは昼夜を問わず人や車の往来がある。特に朝晩は通勤や通学で駅を利用する人が多い。近くに小学校があるため、子供たちが日常的に行き来する界限でもあるが、県道の歩道が途中で分断されており、歩行者空間の安全性の確保が課題となっている。また、公共施設が集中しているが、敷地内の緑の連続性が感じられず、通りとしてのまとまりがない印象を受ける。

<計画地の基本条件>

計画地は第一種中高層住居専用地域、第 2 種高度地区に指定されている。

計画地周辺には公共施設が多く建設されており、多くの人に見られる立地となる。また、特に西側県道沿いは開放性の高い通りとなるため、周辺景観に与える影響を十分に考慮する必要がある。また、県道の歩道は多くの人に利用されるにもかかわらず、不十分で、横断する際の信号待ちをするための空間もない。エントランス周りを含めた歩行者空間の連続性、安全性の積極的な形成に配慮する必要がある。

芦屋川の旧堤たい地と東側の市街地の間に位置する計画地は、東側が 4 m ほど低い高低差のある地形である。この高低差を活かした機能配置や動線の整理が求められる。また、この部分に擁壁を設置した場合、北側に与える影響は少なくないため、圧迫感を与えないような工夫が必要である。

計画地周辺の緑については、必要最低限の量が所々あるだけで、緑の連続性が感じられない。通り景観として、緑豊かな印象を与えられるよう連続性を考えた工夫が必要である。

□ 周辺および地域のコンテクストに基づき配慮すること

- * 公共性があり、視認性が高い立地であることを考慮した外観デザインとし、壁面の色彩、材質については、周辺の建築物や外構計画と調和するよう計画すること。
- * 植栽の配置については、周辺の緑との連続性が感じられるように計画すること。特に、西側県道沿いについては、良好な景観に寄与するよう計画すること。
- * 通り面のファサードについては、開放的なデザインとし、西側の歩道空間とアプローチ部分の空地が一体となった公共性の高い空間を形成するよう努め、できるだけ、車の動線によって歩行空間を分断しないよう工夫すること。また、人及び車の出入口についてはエントランスとしてのデ

ザインを十分考慮した配置とすること。

- * 外構の仕上げは，建築物や植栽とのバランスおよび周辺景観と調和したものとする。
- * 東西の高低差を解消するために擁壁を作る場合は，圧迫感を与えないよう植栽を併用するなど工夫をし，また全面道路との繋がりを考慮すること。また，擁壁の意匠については，玉石擁壁などにすることによって周辺景観に調和させること。